

国会報告(案)の目次対比表

| 前回の国会報告(令和2年6月) | 今回の国会報告 |
|---|---|
| 1 報告の趣旨 | 1 報告の趣旨 |
| 2 対象期間 | 2 対象期間 |
| 3 特定秘密保護法附則第3条に基づく施行令の一部改正等 | 3 運用基準の見直し |
| 4 指定権限を有する行政機関 | 4 特定秘密保護法における行政機関 |
| (1) 指定の要件と指定権限を有する行政機関 | 5 指定権限を有する行政機関 |
| (2) 特定秘密管理者 | (1) 指定の要件と指定権限を有する行政機関 |
| 5 対象期間中における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況 | (2) 特定秘密管理者 |
| (1) 特定秘密の指定の状況 | 6 対象期間中における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況 |
| ア 政府全体の指定の状況 | (1) 特定秘密の指定の状況 |
| イ 事項別の指定の状況 | ア 対象期間中における指定の状況 |
| ウ 対象期間中における各行政機関の指定の状況 | イ 事項別の指定の状況 |
| (2) 特定秘密の指定の有効期間の満了、延長、解除等の状況 | ウ 対象期間中における各行政機関の指定の状況 |
| ア 指定の有効期間の満了及び延長の状況 | (2) 特定秘密の指定の有効期間の満了及び延長、解除等の状況 |
| イ 指定の理由の点検 | ア 指定の有効期間の満了及び延長の状況 |
| ウ 指定の解除の状況 | イ 指定の理由の点検 |
| (3) 行政文書ファイル等の移管及び廃棄の状況 | ウ 指定の解除の状況 |
| (4) 運用基準に基づく通報の状況 | (3) 行政文書ファイル等の移管及び廃棄の状況 |
| (5) 適性評価の実施の状況 | (4) 運用基準に基づく通報の状況 |
| ア 適性評価の実施件数 | (5) 適性評価の実施の状況 |
| イ 適性評価の評価対象者が同意をしなかった件数 | ア 適性評価の実施件数 |
| ウ 対象期間中に申出のあった苦情の状況 | イ 適性評価の評価対象者が同意をしなかった件数 |
| エ 適性評価に関する改善事例 | ウ 対象期間中に申出のあった苦情の状況 |
| 6 対象期間末時点における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況 | エ 適性評価に関する改善事例 |
| (1) 特定秘密の指定の状況 | 7 対象期間末時点における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況 |
| ア 政府全体の指定の状況 | (1) 特定秘密の指定の状況 |
| イ 事項別の指定の状況 | ア 対象期間末時点における指定の状況 |
| ウ 情報の類型別の指定の状況 | イ 事項別の指定の状況 |
| エ 指定の有効期間別の件数 | ウ 情報の類型別の指定の状況 |
| オ 指定を解除すべき条件の設定の状況 | エ 指定の有効期間別の件数 |
| カ 対象期間末時点における各行政機関の指定の状況 | オ 指定を解除すべき条件の設定等の状況 |
| (2) 特定秘密が記録された行政文書の保有の状況 | カ 対象期間末時点における各行政機関の指定の状況 |
| (3) 特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数 | (2) 特定秘密が記録された行政文書の保有の状況 |
| 7 内閣府独立公文書管理監及び情報監視審査会への対応 | (3) 特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数 |
| (1) 内閣府独立公文書管理監からの是正の求めへの対応 | 8 内閣府独立公文書管理監及び情報監視審査会への対応 |
| (2) 情報監視審査会による調査等への対応 | (1) 内閣府独立公文書管理監からの是正の求めへの対応 |
| ア 情報監視審査会による調査への対応 | (2) 情報監視審査会による調査等への対応 |
| イ 情報監視審査会の年次報告書における意見・指摘への対応 | ア 情報監視審査会による調査への対応 |
| 8 内閣府独立公文書管理監からの意見 | イ 情報監視審査会の年次報告書における意見・指摘への対応 |
| 9 有識者からの意見 | 9 内閣府独立公文書管理監からの意見 |
| | 10 有識者からの意見 |